

保護者 様

千葉市医師会  
千葉市教育委員会

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により、出席停止期間が決められております。インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出をお願いします。

＜インフルエンザ出席停止期間の基準＞

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」

千葉市立\_\_\_\_\_学校長 様

保護者が記入

インフルエンザにおける療養報告書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 児童生徒名 \_\_\_\_\_

インフルエンザ（A型・B型・未判定）との診断（\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日）を受け療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間の基準1～3を全て満たす状態に回復したことを報告します。よって、\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日より登校します。

記

チェック	出席停止期間の基準	
1	発症日(発熱した日)を「0」とし、翌日から数え5日を経過している。 ⇒発症日を記入してください。 <b>発症日：_____月_____日(0日)</b>	
2	解熱後2日を経過している。 ⇒朝から平熱に戻った日を1日と数えます。	
3	登校しても活動できる状態に症状が回復している。 ・咳がひどくありませんか。 ・食欲はありますか。 ・1日中起き上がっていてつらくありませんか。	

受診した医療機関名 ( \_\_\_\_\_ )

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_